

# 品川区結核患者服薬支援事業実施要綱

制定 平成 17 年 4 月 1 日区長決定要綱第 44 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日区長決定要綱第 351 号

## (目的)

### 第 1 条

この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10・10・2 法律 114 号）第 53 条に基づき実施する結核患者に対する服薬支援事業（以下「DOTS」という。）の実施について定める。DOTSは、結核患者に結核治療薬を確実に服用させることにより、完治を図り、結核まん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的として実施する。

## (実施機関)

### 第 2 条

DOTSは、品川区保健所で実施するほか、一部を薬局・訪問看護ステーション等に委託して実施する。

## (実施期間)

### 第 3 条

DOTSは、年間を通じて実施する。

## (対象者)

### 第 4 条

DOTSは、区内在住の結核登録票に登録されている者を対象とする。

## (服薬支援計画)

### 第 5 条

DOTSの効果的な運営のため、保健所の医師・保健師・その他必要な者により、対象者の服薬支援計画（以下「計画」という。）を作成する。

- 2 計画は、患者の服薬確認方法、確認頻度等について定める。
- 3 服薬確認は、家庭訪問および保健所・薬局等における対面確認を原則とし、対象者の生活状況に応じて、電話、手紙等適当な方法による。
- 4 確認頻度は次に示す 3 段階とし、そのうちの 1 を指定する。

<確認頻度>

- A 週 5 回確認
- B 週 1 回確認
- C 月 1 回確認

(その他)

第 6 条

この要綱の施行についてのその他必要な事項は別に保健所長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。